

平成28年度両立支援等助成金等各種助成金 のお知らせ

出生時両立支援助成金 ※新設

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組みを行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- ◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業です。
- ◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
- ◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】 中小企業	取組及び育児休業1人目	： 60万円
	2人目以降	： 15万円
大企業	取組及び育児休業1人目	： 30万円
	2人目以降	： 15万円

介護支援取組助成金 ※新設

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。

◆支給対象となる取組は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組です。

◆具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。

- ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
- ③介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

※「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」は[厚生労働省HP](#)で公開しています。

【支給額】 1企業1回のみ：60万円

※平成28年度以降に、事業所内に保育施設を設置・運営する事業主の方は、子ども・子育て支援制度に基づく「企業主導型保育事業」により助成されることになっています。（問合せ先：内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）

このため、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は労働局では平成28年度において新規受付を行っていません。

中小企業両立支援助成金のご案内

代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

◆育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合

【支給額】育児休業取得者1人当たり：**50万円**

※育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算

※当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算

【支給対象期間】

最初の支給対象者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年内

※くるみん取得事業主の場合、原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります。

【上限人数】

一年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

※くるみん取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間で延べ50人

育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成します。

◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、**1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）**です。

◆平成28年度の後半からは、**介護休業**についても対象とする予定です。

【支給額】

正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給

プランを策定し、育休取得したとき：30万円

育休者が職場復帰したとき：30万円

期間雇用者継続就業支援コース【経過措置】

育児休業を6か月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します

◆期間雇用者継続就業支援コースは、**平成27年度で終了**です。

◆経過措置として、**平成28年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した場合**、平成27年度と同じく次の額を支給します。

【支給額】1人目：40万円 ※正社員として復帰させた場合10万円加算

2～5人目：15万円 ※正社員として復帰させた場合5万円加算

【支給人数】支給対象期間内で延べ5人

平成28年度女性活躍加速化助成金のご案内

助成金の概要

①女性活躍推進法（※）に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定します。

②労働局への届出、労働者への周知や外部への公表、女性の活躍に関する情報公表を行います。

③計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【助成金の種類と支給金額】

●加速化Aコース「取組目標」を達成した中小企業事業主（※）に支給

支給額：30万円（1事業主1回限り）

※中小企業事業主・・・常時雇用する労働者が300人以下の事業主

中小企業は
加速化Aコースと
加速化Nコースを
申請すれば
60万円

●加速化Nコース「取組目標」を達成した上で「数値目標」を達成した事業主に対して支給
支給額：30万円（1事業主1回限り）

★厚生労働省のHPもご覧ください。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

トップページ>分野別の政策>雇用・労働>雇用均等>事業主の方へ>事業主の方への給付金のご案内>両立支援等助成金

平成28年度「職場意識改善助成金」のご案内

労働時間等の設定改善に取り組む中小企業事業主を支援します。

【中小企業事業主の範囲】

右表のAまたはBの要件満たす
企業が中小企業になります。

【助成金の種類と支給金額】

業種	A.資本または出資額	B.常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

●**職場環境改善コース**：雇用する労働者の所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部（2分の1～4分の3）を助成
支給額上限：100万円 ※締切は10月17日（月）

●**所定労働時間短縮コース**：労働基準法の特定として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場で、かつ所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主に対し、週所定労働時間を2時間以上短縮し、週40時間以下とする措置の実施に要した費用の4分の3を助成
支給額上限：50万円 ※締切は12月15日（木）

●**時間外労働上限設定コース**：労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間（特別条項）を短縮して、限度基準以下の上限設定に取り組む中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の4分の3を助成
支給額上限：50万円 ※締切は12月15日（木）

●**テレワークコース**：テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部（2分の1～4分の3）を助成
支給額上限：150万円 ※締切は12月1日（木）

平成28年業務改善助成金のお知らせ

(中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金)

支給の要件

- 時間給800円未満の労働者を雇用する中小企業事業主であることなど
- 事業場内で最も低い時間給を60円以上引き上げること
- 労働能率の増進に資する設備・機器の導入など業務改善(※)を行い経費を支払うこと(業務改善経費10万円以上)
- 業務改善助成金を活用して賃金を上げた好事例としての事業者名公表に同意すること

支給額

上記業務改善の経費の2分の1を助成(下限5万円、上限100万円)
ただし、企業全体で30人以下の事業場に対しては経費の4分の3を助成

(※) 業務改善と認められない経費の例

- ① 単なる経費削減のための経費(LED電球への交換など)
- ② 職場環境を改善するための経費(エアコン設置など)
- ③ 社会通念上当然に必要な経費

平成28年度「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が交付され、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

【助成内容】

交付は1事業場に
つき1回です。

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などににかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

【助成の対象となる措置】

- ① 一定の基準(喫煙室の入口で、喫煙室に向かう風速が0.2m/秒以上)を満たす喫煙室の設置・改修
- ② 一定の基準※を満たす屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修

※喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない

- ③ 一定の基準※を満たす換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)

※喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m³以下または必要換気量が70.3×(席数)m³/時間以上

★支給要件の詳細に対する問い合わせは、宮崎労働局雇用環境・均等室(TEL:0985-38-8821)まで